

ワーク・ライフ・バランス推進員制度実施要領

最終改正 平成 30 年 4 月 1 日

1 趣旨

各企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進する「ワーク・ライフ・バランス推進員」（以下「推進員」という。）を配置し、各企業内部での組織や個人にワーク・ライフ・バランスの推進を働きかける。

2 対象

本事業の対象となる「企業」は、県内に活動拠点を有する企業、事業所、法人、団体等とする（国及び地方公共団体を除く）。

3 推進員の役割

各企業において、1名以上の推進員を設置するものとし、推進員は、企業内におけるワーク・ライフ・バランスを推進するため、従業員に対する相談・広報・企画業務等に取り組むこととし、以下の役割を担う。

(1) 相談

ワーク・ライフ・バランスに関する相談窓口として、従業員からの相談を受け付けるとともに、従業員の仕事と家庭の両立等の状況を把握して、企業内の各種制度の利用を促進する。

(2) 広報

ワーク・ライフ・バランスの推進に関する県等との連絡窓口として、社内での情報を発信する。

- ・「ワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰受賞企業」の取組みを社内へ周知する。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる研修等への参加により、他社の取組みを社内へ周知する。
- ・従業員に対し、企業内の各種制度及び国・県の助成制度等を周知する。

(3) 企画

県が作成した「ワーク・ライフ・バランス実践マニュアル」等を活用し、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた新たな取組みを企画する。

4 推進員の届出

推進員を設置した企業は、「ワーク・ライフ・バランス推進員届出書」を知事に届け出る、または、山形いきいき子育て応援企業応募用紙に推進員所属職氏名を記載するものとする。

5 届出の受理時期

随時、届出を受理する。

6 公表

県のホームページにより、広く県民に公表する。

7 支援措置

設置企業に対して、次の支援措置を実施する。

- (1) 「ワーク・ライフ・バランス推進員」ミニのぼり旗の交付（1回に限り交付）
- (2) 「ワーク・ライフ・バランス取組事例集」等の提供
- (3) 各種研修会への参加等の支援

8 変更の届出

次の届出事項に変更があった場合は、「ワーク・ライフ・バランス推進員事項変更届」により、知事に届け出るものとする。

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 推進員の所属、氏名等

9 辞退の届出

設置の意思を失ったときは、「ワーク・ライフ・バランス推進員届出辞退届」により、知事に届け出るものとする。

10 有効期間

辞退届を県に届け出た日までとする。

11 問合せ先

山形県子育て推進部若者活躍・男女共同参画課（男女共同参画担当）

〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL：023-630-2101 FAX：023-632-8238

Eメール：ywakamono@pref.yamagata.jp

ワーク・ライフ・バランス推進員届出書

平成 年 月 日

山形県知事 殿

(企業名)

(代表者名)

下記のとおりワーク・ライフ・バランス推進員を設置したので、届け出ます。

記

企業・団体等の概要	名称				
	所在地	〒□□□□ - □□□□			
	代表者				
	業種 *主たる業種に1つだけ○をつけてください。	1. 建設業 9. 学術研究、専門・技術サービス業 2. 製造業 10. 宿泊業、飲食サービス業 3. 電気・ガス・熱供給・水道業 11. 生活関連サービス業、娯楽業 4. 情報通信業 12. 教育、学習支援業 5. 運輸業、郵便業 13. 医療、福祉 6. 卸売業、小売業 14. 複合サービス事業 7. 金融業、保険業 15. サービス業 8. 不動産業、物品賃貸業 16. その他	従業員数	計 人 (うち女性 人)	
ワーク・ライフ・バランス推進員 所属・氏名等	所属		電 話		
			F A X		
			E-mail		
	職		氏 名		

ワーク・ライフ・バランス推進員事項変更届

平成 年 月 日

山形県知事 殿

(企業名)

(代表者名)

先に届出た内容を下記のとおり変更したいので、届け出ます。

記

1 変更日 平成 年 月 日

2 変更内容

変更する届出項目	変更前	変更後

ワーク・ライフ・バランス推進員届出辞退届

平成 年 月 日

山形県知事 殿

(企業名)

(代表者名)

先に届出した「ワーク・ライフ・バランス推進員制度」を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

記

辞 退 理 由	
---------	--